

輪島市監査公表第13号

地方自治法第199条第7項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成29年11月16日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



財政援助団体等監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査
(公の施設指定管理者監査)

2 監査実施日及び監査対象団体

平成29年11月1日(水) 社会福祉法人 門前町福祉会

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

4 監査の範囲及び方法

平成29年度(平成28年度関連分含む)における公の施設の管理業務及び施設の管理に係る出納その他の事務について、帳票及び帳簿等の審査をするとともに、関係職員から提出資料に基づく説明の聴取を行う等の方法により、門前町福祉会において実地監査した。

なお、これらを監査するため事前に所管課から公の施設の管理に関する協定締結に係る協定書、契約書等の提出を求め内容の確認を行っている。

- ・ 門前小規模ケア付老人住宅ふれあいの家

所管課：門前総合支所地域生活課

- ・ 門前高齢者保健福祉施設あすなろ苑

所管課：門前総合支所地域生活課

5 監査の結果等

(1) 門前町福祉会の概要

① 事務所の所在地

輪島市門前町赤神10の1番地

② 指定管理の目的

指定管理者に指定された門前町福祉会が実施する門前小規模ケア付老人住宅ふれあいの家及び門前高齢者保健福祉施設あすなろ苑の管理業務を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

(2) 門前町福祉会に対する監査の結果

門前町福祉会が実施した公の施設の管理業務及び施設の管理に係る出納・その他の事務については、基本協定書、年度協定書及び事業計画書に沿って行われており、おおむね適正に処理されていると認められた。今後とも協定項目等について相互に確認しあい、輪島市と緊密に連携して適切な管理運営となるよう努められたい。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、簡易なものについては、監査実施の際、口頭で改善等の指示を行ったので記述は省略する。

(3) 門前総合支所地域生活課に対する監査の結果

門前町福祉会から提出される事業計画書、事業報告書の分析・評価を正確に行うとともに、協定項目等について相互に確認しあい、門前町福祉会と緊密に連携して適切な管理運営となるよう指導監督に努められたい。